



市章

# 大津市公報

平成27年10月15日  
号外(第63号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

117	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
118	大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則.....	2

## 規 則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第117号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。  
別表第6第1項第1号の表中「0.3」を「0.1」に改める。

別表第16トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

様式第15号中

「この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。」

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。))提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月21日から施行する。ただし、様式第15号の改正規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に汚水発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水に係る排水基準は、平成28年4月20日(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設である場合にあっては、同年10月20日)までの間は、改正後の別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

-----

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第118号**

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則(平成16年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。